外国租税の滞納処分費にあつては、我が国とする。第六項を除き、以下同じ」に、

第四十六条第五項	納税

を

第四十六条第六項	納税
	徴収
	徴収
	同じ
	いう

に、

納付させる	提供させる
納付させる	提供させる
納付の	提供の

を

を納付させる	の提供（租税条約等実施特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助対象外国租税の滞納処分費の納付を含む。以下この条において同じ。）をさせる
を納付させる	の提供をさせる
納付させる金額、納付の	提供をさせる金額、提供の

に、

全額の提供をしない	提供をさせる
提供をさせる	納付させる

に、「提供すべき」を「提供をすべき」に、「を提供せず」を「の提供をせず」に、

第五十二条第六項	を納付させる
	の提供をさせる

を

提供させる	

に改め、同表国税徴収法の項中「全額の提供」の下に「（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助対象外国租税の滞納処分費の納付を含む。）」を加え、「以下「共助対象外国租税」という」を「第百二十九条第一項第三号（配当の原則）に掲げる債権に該当するものを除く。）及びその滞納処分費（第十条（直接の滞納処分費の優先）に規定する滞納処分費を除く」に、

納付、充当、更正の取消	租税条約等実施特例法第十一条第十一項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定により共助の終了の決定がされ、かつ、納付
全額	滞納処分費の全額

を

納付、充当、更正の取消	租税条約等実施特例法第十一条第十一項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定により共助の終了の決定がされ、かつ、納付
その他の理由により差押に係る国税の全額が消滅した	租税条約等実施特例法第十一条第十一項（相手国等の租税の共助）の規定により共助の決定がされた

に改め、「。以下同じ」を削り、

納付、充当、更正の取消	租税条約等実施特例法第十一条第十一項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定により共助の終了の決定がされた
その他の理由により交付要求に係る国税が消滅した	租税条約等実施特例法第十一条第十一項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定により共助の終了の決定がされた

を

納付、充当、更正の取消	租税条約等実施特例法第十一条第十一項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定により共助の終了の決定がされ、かつ、納付
が消滅した	の滞納処分費が消滅した

に、「が完納された」を「国税が完納された」に、「の全額の任意提供」を「租税条約等実施特例法第十一条第十一項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定により共助の終了の決定」に改め、「規定する相手国等」の下に「（租税条約等実施特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助対象外国租税の滞納処分費については、我が国）」を加え、「共助対象外国租税の額を」を「同条第一項に規定する共助対象外国租税（その滞納処分費を含む。以下「共助対象外国租税」という。）の額を」に、「同条第一項」を「同項」に改め、同条第五項中「場合、国税」の下に「（その滞納処分費を含む。以下この項において同じ。）」を、「前項において準用する場合を含む」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「及び第十八条」を「、第十一条第三項（調整法第二十八条において準用する場合を含む。）、第十八条」に、「の規定の」を「及び第二十条の七（調整法第二十条の九第二項、第二十条の十及び第三十六条の十二第二項において準用する場合を含む。）の規定の」に、「を除く」を「（第三号に掲げる債権に該当するものを除く。）及びその滞納処分費（第十条（直接の滞納処分費の優先）に規定する滞納処分費を除く。）」に改め、「）第十一条第五項の規定により読み替えて適用される国税徴収法第百二十九条第一項」の下に「（租税条約等実施特例法第十一条第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を、「共助対象外国租税（）の下に「その滞納処分費を含む。）」を加え、「みなす」と、」を「みなす」と、調整法第十一条第三項中「みなす」とあるのは「みなし、その交付の時に共助対象外国租税に係る交付要求があつたものとみなす」と、」に改め、「同条第三項」の下に「及び調整法第二十条の七第三項」を加え、同条第七項に後段として次のように加える。

この場合において、所轄国税局長等は、これらの金銭の譲与を国税庁長官が指定した国税局長に嘱託することができる。

第十一条の二第三項中「国税（）」の下に「その滞納処分費を含み、国税通則法第二条第四号に規定する」を加え、同条第四項の表第七十二条の百三第二項の項及び第七十二条の百四第一項の項を次のように改める。

第七十二条の百三第二項	第七十二条の百又は第七十二条の百一の規定により併せて賦課され又は申告された
	未納に係る
第七十二条の百四第一項	当該還付すべき消費税に係る還付金に相当する額
	を還付するものとする
	既に納付された貨物割の額から還付後納付消費税額（既に納付された消費税の額から当該還付すべき消費税に係る還付金に相当する額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を還付するものとする

第十一条の二第四項の表附則第九条の六第二項の項を次のように改める。

附則第九条の六第二項	附則第九条の四又は前条の規定により併せて賦課され又は申告された
	未納に係る